

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和8年5月8日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 下田教育長 植木委員 森委員 泉委員 緒方委員
- 4 欠席者 綿引委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

令和8年5月8日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告  
「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校うめりんクラブ」の文部科学大臣表彰について
- 3 審議案件  
教委第5号議案 学校規模適正化等について  
教委第6号議案 令和8年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について  
教委第7号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について  
教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について  
教委第9号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について  
教委第10号議案 第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について  
教委第11号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について  
教委第12号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について  
教委第13号議案 第20期横浜市文化財保護審議会委員の任命について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長 ただいまから、令和8年5月8日教育委員会定例会を開会いたします。本日は、綿引委員より欠席の連絡を頂いております。

初めに、会議録の承認を行います。3月19日及び4月3日の会議録の署名者は植木委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

下田教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育行政監から一般報告を行います。

三島教育行政  
監 【一般報告】

1 市会関係

○4/22 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

教育行政監の三島です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、4月22日に、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○4/8 ひぎり舞岡小学校 開校式

○4/14 教育委員会事務局職員辞令交付式

(2) 報告事項

○「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校うめりんこクラブ」の文部科学大臣表彰について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、4月8日に、ひぎり舞岡小学校の開校式が行われ、下田教育長、植木委員が出席し、下田教育長が挨拶しました。

4月14日には、教育委員会事務局職員の辞令交付式が花咲研修室で行われ、下田教育長が出席、挨拶しました。

次に、報告事項として、この後、所管課から、「『南吉田小学校』『港北図書館』『梅林小学校うめりんこクラブ』の文部科学大臣表彰について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

下田教育長 報告が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、「『南吉田小学校』『港北図書館』『梅林小学校うめりんこクラブ』の文部科学大臣表彰について」、所管課から御報告いたします。

小野寺生涯学 それでは、御報告いたします。生涯学習担当部長の小野寺と申します。令和8

習担当部長	<p>年度子供の読書活動優秀実践校・図書館として、本年度は「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校 うめりんこクラブ」が文部科学大臣表彰を受賞しました。本日は、南吉田小学校の金子校長、港北図書館の富田館長、梅林小学校の安達校長、梅林小学校うめりんこクラブの小笠原様にもお越しいただいております。粕谷生涯学習文化財課長から資料に基づいて説明いたします。</p>
粕谷生涯学習文化財課長	<p>生涯学習文化財課長の粕谷です。それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。冒頭にございますとおり、文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行う学校・図書館・団体に対し、大臣表彰を行っています。「令和8年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、横浜市では「南吉田小学校」「港北図書館」「梅林小学校うめりんこクラブ」が受賞しました。表彰式は令和8年4月23日に行われました。表彰式の資料は2枚目に詳細がございますので、後ほど御覧ください。表彰校・表彰図書館の取組につきましては、本日お越しいただいております学校長・図書館長から、それぞれ御報告いたします。それでは、金子南吉田小学校校長からお願いいたします。</p>
金子南吉田小学校校長	<p>南吉田小学校校長の金子と申します。本日はよろしくお願いたします。本校は、4月現在、全校児童が567人で、その58%が外国につながる子どもたちです。ほとんどが中国の子どもですが、非常にグローバル化の進んだ学校で、つながる国や地域は16に及んでおります。そのような学校の特色を生かして、本校では多文化共生の学校づくりというものを推進しているのですが、その特色ある活動の一つが、夏休みに行っている国際読書会であり、いろいろな国の言語で子どもたちに絵本や本の読み聞かせを行うことによって、その国の母語を肯定的に捉える機会を作っております。ここには、外部機関をはじめ、PTA組織や地域協働本部、コーディネーター等も含めて非常に多くの人たちが関わってくださり、横浜市国際交流協会の運営する国際交流ラウンジから外国人の講師を招へいしていただいております。</p> <p>また、こども青少年局の幼保小連携事業というものを実施しております、近隣の保育園とも、絵本の読み聞かせを通じた交流を日々行っています。今週もそういった機会を設けたのですが、近隣の学区も外国人集住地区ということで、今、保育園も9割が外国人というような保育園がございます。その中で、乳幼児期から本に親しんで、文字や言葉、日本語に親しむ機会をもって、子どもたちの言葉や心の成長につなげるということをしております。</p> <p>さらに、学校図書館ではバリアフリーの環境作りということで、「りんごの棚」を設置して、様々な子どもたち、外国人含め障害のある子どもたちも、本に触って触れて親しむという活動を行っております。</p> <p>この受賞をきっかけとして、新たに今年度、事業として、横浜国立大学の後藤隆章先生、泉委員の大学の先生ですが、読み書きを苦手としている子どもたちがどのように文字や言葉に親しんでいけるかというようなことを、研究として一緒に行っていこうということも考えておりますので、この受賞をきっかけにしながら、更に読書活動を推進していければと思っております。説明は以上でございます。</p>
富田港北図書館長	<p>港北図書館長の富田と申します。どうぞよろしくお願いたします。港北図書館の取組ですが、港北図書館は1980年に開館しておりますが、開館当初から地域の活動団体、ボランティアと協働し、読書活動を支えてきております。現在も協</p>

働することで、絵本、語り、ストーリーテリングというものですが、あと紙芝居、英語や多言語によるおはなしなど、多彩な内容のおはなし会を実施しております。

また、読書推進の担い手育成にも力を入れておりまして、大人向けのわらべうた講座や、絵本の読み聞かせ講座といったものも実施しております。2024年には、新たなボランティアグループを立ち上げて、特に来館者が多い土曜日・日曜日のおはなし会を拡充して行っております。

また、小学生向けの「子ども司書講座」、こちらは令和5年から始めております。そして「中学生ライブラリアン」、こちらは令和6年に実施しておりますが、そういったものを実施しまして、夏休みに大体3回来ていただくというような形で、実際に司書を体験して、自分たちが学校に戻ったときに読書の担い手になっていけるようにということで実施しております。終了後もイベント運営に参加していただいて、実際に図書館の中でのおはなし会を実施してもらうということで、若い世代の育成にも取り組んでおります。

また、読書バリアフリー関係では、「手で読む絵本」ということで、糸や廃材を使ったもので、子どもたちが自由に発想して絵本を作っていくというものや、また、「リーディングトラック」を作るイベントなども実施しております。読書バリアフリーの推進に努めております。説明は以上になります。

安達梅林小学校校長

梅林小学校校長の安達でございます。よろしくお願ひします。「うめりんこクラブ」は、毎週木曜日の本校の朝読書の時間に、ほぼ毎回読み聞かせに来てくださっています。子どもたちにとっては毎週の恒例の取組ということで、子どもたちは机を下げて前に集まり、非常に集中して絵本の読み聞かせを喜んで聞いている姿がありまして、紹介にもありますように、25年目の四半世紀と紹介されたのですが、恒例の取組になっていまして、子どもたちにとっては当たり前の光景、そして、本と子どもたちをつなぐ取組を続けてくださっています。

本校の学校名にもありますように、梅林小学校は創立67年目になりますが、もともとは「杉田梅林」の梅林です。創立50周年のときには、校庭に50本の梅の木をそろえて植えて、梅の活動をずっと続けてきています。この後、もう梅の実が実ってきていますから、梅を収穫し、砂糖漬けにして梅ジュースを作り、夏休み前の日に梅ジュースで乾杯という子どもたちの取組がずっと続いています。そのように、梅を、梅林を引き続けるということで、地域の方々がこの地名を残したい、梅をそろえたいなど、地域の方々が学校愛と言いますか、地域愛を非常に持ち続けていただいて、その流れで、うめりんこクラブもずっと学校で読み聞かせを続けてくださっているのではないかと思います。

今回紹介があるオリジナル紙芝居ですが、私もこの紙芝居で地域の歴史を知ったのですが、梅林の地名の由来や、江戸時代から地域が梅で覆われていた梅林であったという歴史を子どもたちに紹介する紙芝居を作成していただいて、例えば梅祭りというのが地域で復活したのですが、そこでも読み聞かせをして、地域の方にも子どもたちにもいろいろな場面でそういった歴史を紹介するようなことも行っております。子どもたちの読書活動だけでなく、地域愛というようなものも醸成していただいているのではないかと思います。そういう取組をしていただいております。

オリジナル紙芝居や「うめりんこクラブ」のことについては、梅林小学校うめりんこクラブ代表の小笠原さんに説明をお願いします。

小笠原梅林小

梅林小学校うめりんこクラブ代表の小笠原と申します。2年前から代表を務め

学校うめりん こクラブ代表	ていまして、一緒に紙芝居を作りました。私は梅林出身の者ではないので、こちらに嫁いで、梅林という土地がなぜ梅林なのだろう、梅林はないのにというところから始まった紙芝居作りであります。地域の人たちも現在、うめりんこクラブには37人所属しております。御自身の都合のつくときに参加しているのですが、このような活動をしようと言うと、集まって、やろう！というそのパワーは、やはり地域の昔からのパワーなのかなとも感じますし、それが続いているということが何よりかなと思います。これからまたうめりんこクラブの活動としても、梅林を広めていくという活動としても、努めていきたいなと思っています。以上です。
粕谷生涯学習 文化財課長	説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいいたします。
下田教育長	説明が終了しましたが、御質問等ございますか。
緒方委員	まずは文部科学大臣表彰受賞、おめでとうございます。お話を聞いていくつか思ったことがあるのですが、まず、南吉田小学校の夏の国際読書会、これはその国の言葉の読書会をするということですよ。一つお聞きしたいのは、この夏の国際読書会というのは日本人の子どもも参加したりするのですか。
金子南吉田小 学校校長	はい。もちろん日本人も、どの国の子どもたちも、保護者も含めて参加できる会になっております。
緒方委員	<p>本市が目指しているグローバル人材の育成ということを考えると、私も前に見たことがあるのですが、割と世界共通の絵本がありますよね。『赤ずきん』など、日本人の子どもも知っている内容であれば、それを他の言語で聞くことによって、絵を見て一緒に楽しむことができます。そうしながら、どの子どもにも言語感覚と言いますか、それを広めていけるのかなと思いました。</p> <p>それからあと、各書架ですね。皆さんのところにいろいろな種類の書架を置かれて本を置いていると思いますが、子どもたちの居場所作りにも適していると思います。例えば外国につながる子どもたちの本が図書室にあると、自分が受け入れられている感じや、逆にないと、私の読む本がありませんというようなことになって寂しい思いをするのではないかと思います。その意味でも、いろいろな言語がありますが、多言語の本を置いていただけると良いと思います。それから、ここにある「りんごの棚」や、障害のある方への本ですが、それを全員が見られるということは、やはり障害者への心が醸成されるなど、その面でもとても良い取組ではないかと思いますので、ぜひ続けていただきたいのと、あともう一つ、多言語の本を見つけるのは結構大変じゃないですか。子ども向けの多言語の本というのはどうですか。</p>
金子南吉田小 学校校長	南吉田小学校ですが、そんなにたくさんの本が翻訳されているわけではないですが、このたび、ポプラ社の電子図書館サービスの「Yomokka!」に、十数冊ではあるのですが中国語の本が追加されたということで、早速、本校の子どもたちは、読める読めないにかかわらず、今、緒方委員がおっしゃったように、自分の国の言葉があると、とても安心してその本を開いたり、紙の本もそうですし、デジタルの本も開いたりということを行っていたので、今後もそういったものが増えてくると良いなという希望は持っております。

緒方委員	<p>ありがとうございます。多言語に関しては、中国語の本、英語の本というのは子ども向けの本が結構あるのですが、そうではないスペイン語やポルトガル語、そのほか、今、ネパールの子どもたちも増えてきてネパール語なども見つかると思うので、その辺りは情報共有していただきながら広げていっていただけたらなと思いました。引き続きよろしくをお願いします。</p>
下田教育長	<p>ほかにございますか。</p>
植木委員	<p>御説明ありがとうございます。そして、表彰おめでとうございます。去年、南吉田小学校に周年記念で伺ったときには13の地域と伺っていたのですが、それが今年また16に増えているということで、いろいろな子どもたちがいて、そういった方の居場所になるということで、良い取組をさせていただいていると思います。ありがとうございます。図書委員会の児童もいろいろな企画に参加しているところらに書かれているのですが、具体的にどのような御提案をされているのか、もしあればお聞かせいただけたらと思います。</p>
金子南吉田小学校校長	<p>南吉田小学校は特別活動をととても大切にしております、児童会活動の中で図書委員の児童、本校はバイリンガル、日本語も中国語も、日本語も英語も話せる子どもたちが大勢いますので、例えば夏の国際読書会では、バイリンガルの子どもたちが『ぐりとぐら』の本を一人で、日本語で読んで中国語で読むようなことも行っていますので、多言語、バイリンガルな要素というものを子どもたちの強みとして捉えながら、児童会の図書委員の児童も参画できる。そして、保育園に南吉田小学校の児童たちがプレゼントの本を持って行って園児に渡していく。今年は更に、保育園に行ったら中国語で読み聞かせもしようかというような話もしていますので、子どもたちのアイデアを入れながら、様々な活動を今展開している最中でございます。</p>
植木委員	<p>説明ありがとうございます。今、横浜市の小学校は、いろいろな国・地域の子が来て増えていると思いますので、南吉田小学校でこのような取組をしているということがぜひほかの小学校にも伝わるようにお話をいただければ良いのかなと思います。</p> <p>港北図書館ですが、いろいろと地域のイベントに、ボランティアの方に出させていただいておりますありがとうございます。特に若い方がボランティアとして参画できるようにというお取組をされていると思います。実際に若い方が、読み聞かせの紙芝居などもいろいろ行っていただいているというのは承知しているのですが、どのような形で参加が増えていくのか。いろいろと地域の方を巻き込んでというところは、各図書館、各学校も御苦労されていると思いますが、その辺りで何か特徴的なものがあれば教えていただければと思います。</p>
富田港北図書館長	<p>港北図書館長の富田です。若い世代の育成といった部分では、子ども司書講座と、それから、中学生ライブラリアンですが、実際に港北区では、秋のヨコアrikunまつりというのが横浜アリーナで、港北区のふるさと港北ふれあいまつりと一緒に同時開催されていますが、読み聞かせを行ってもらえないかということで、それは自身の経験にもなるので、手挙げ式ではありますが、行ってまいります。いかにやる気を引き出すと言いますか、やりたい気持ちに寄り添ってあげられるかということを考えながら、今、試行錯誤しながら取り組んでいっている</p>

ような状態です。

植木委員

ありがとうございます。やはり同じような年代の方がボランティアで活動している場面を多くの方に見ていただくことで裾野が広がっていくということもあるので、どうぞ引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に梅林小学校ですが、杉田の梅を皆さんに知ってもらおう、そして復活させようということに地域の方がかなり以前から取り組んでいらして、それがこのオリジナル紙芝居にもつながったのかなと思うのですが、実際に梅林がない状況の中で、小学生たちがふるさと意識をもつということはすごく大切なことだと思うのですが、その辺り、実際に初めてこの紙芝居を見聞きする小学生たちがどのような感想をもったのか、もし分かれば教えてください。

小笠原梅林小学校うめりんこクラブ代表

梅林小学校うめりんこクラブ代表の小笠原です。この紙芝居を作るに当たってすごく難しかったのは、1年生から6年生まで飽きずに見てもらえるようにということで、最初はスタートカリキュラムで梅林物語を見てもらいました。1年生は、やはり歴史のことなので、内容としては難しいですね。そのため、1年生のときから少しずつ1年に1回、2回と見ていって、6年生になって歴史を学んだときに、あ、このときのあの場面というような、つながりがあるも面白いなど思っています。梅林はないですが、学校には50本以上の梅の木がありますし、梅に親しんで、梅ジュース以外にも梅ジャムを作ってみたり、梅のものを作ってみたりというのはあるので、その辺りと少しずつ関わりを持って、郷土愛と言いますか梅愛が育っていくのかなと思っています。

植木委員

ありがとうございます。紙芝居を見て、こういうところが自分のまちにあって、今も梅林としていろいろなところで復活させようとしているというようなことを聞いて育った方たちが、今度は紙芝居の読み聞かせの側に回っていくという、良いサイクルができると良いなと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

下田教育長

ほかにございますか。

泉委員

それぞれの団体が長い時間をかけて積み重ねてきた取組がこのように評価をされて、大変うれしく思っております。私からは2点、感想と質問で、これは恐らく教育委員会事務局にお答えいただくのかなと思いますが、まず1点目が、港北図書館や梅林小学校の事例を見ますと、地域ボランティアの方との長年の協働が成果につながっていると感じました。このような継続的な人材確保や人材育成について、横浜市としてこれからどのように支援を行っていくのか伺いたいと思います。

もう1点目が、今回の受賞例を三つ見ますと、多文化共生や、子ども主体での活動といった、非常に横浜らしい教育の方向性を示す、意義がある取組だと感じました。これらの実践を今後、市内全体にどのように展開していくかについて、お考えをお聞かせください。以上です。

富田港北図書館長

港北図書館長の富田です。多文化共生といった意味合いですが、こちらについては、現在、NPOと連携しながら、一緒にその国の文化を知る、言葉を知るなど、一緒に音楽をかけて踊ってみるなど、そういったような形で広がっています。

ボランティアに対する支援ですが、支援とは言えないかもしれませんが、一緒になってできることを少しずつ行っていくような形で、お互いに話をしながら進めていっているというところが主かなと思っています。子ども主体で行っていくという部分ですが、特に港北図書館と言いますか港北区は子どもが多いようなところではありますので、子どもとともに保護者への支援も併せながら、一緒に取り組みながら楽しめるような形で何かしらイベントを実施するなど、そういった形で考えているところです。

小野寺生涯学習担当部長

生涯学習担当部長の小野寺です。市民の読書に関するボランティア活動の推進でございますが、横浜市としまして、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき「横浜市民読書活動推進計画」を立てております。また、各区においても区が目標を立て、読書活動の推進を行っておりますので、横浜市が主体的に行う読書の提供という以外に、市民の方が主役となって読書活動を推進していくという取組については大変重要なことだと思いますので、区役所の活動や、図書館とともに、ボランティアの活動支援を引き続き行っていきたく思います。今回のような事例、うめりんこクラブは、25年にもわたる活動をされています。地域の中では活動が知られていると思いますが、今回の受賞を機に、そうした活動が横浜市内で行われているということを知ってもらえることは、ほかのボランティアの活動の推進の励みになると思いますし、これからそういったことを行ってみたいという方のヒントにもなると思いますので、ぜひ今回の受賞については広く知っていただきたいと思っております。

下田教育長

ほかにご覧ですか。

森委員

改めて文部科学大臣表彰おめでとうございます。どの取組もすばらしくて、南吉田小学校の皆様におかれましては、母語を肯定的に捉える機会をいろいろな方々との協働で作られていらっしゃることや、港北図書館の皆様におきましては、先ほど植木委員からもありましたが、子どもたち自身が積極的に参加できるような機会を作っておられることなど、梅林小学校の皆様、うめりんこクラブの皆さんは、37人の方が関わり続けていらっしゃるということで、その秘訣もぜひお聞きしたいと思っておりますが、長年の皆さんの関わりが継続されていて、それが地域づくりにもつながっているということがすばらしいなと思いました。

皆様に共通してお聞きしたいと思ったことですが、「りんごの棚」に代表されるように、子どもたち自身が、文字や、絵など色が見えているような状態は、隣の子が同じように見えているとは限らないということに気付いたり、周りの先生方や大人たちもそれに気付くような機会というのが、「りんごの棚」の設置や、読書推進のいろいろな取組によって広がっていくということ自体がすごく大切なことだと思います。ここ数年、その広がりがすごくあるということを報告としては聞いていますが、実態として実際にどのような声、子どもたちの様子、大人の気付きの声など変化というのがもしあれば、具体的なエピソードなど聞かせていただきたいと思っておりますし、更にそれが広がるためには、教育委員会事務局としてどのようなサポートができるのかということがもしあれば、お聞かせいただければうれしいです。

富田港北図書館長

港北図書館長の富田です。港北図書館は、「りんごの棚」を昨年6月に設置しております。また、昨年の10月から、ブックトラック1台に、「りんごの棚」に乗せるような、いろいろな触って楽しむ絵本や、あとはLLブックなど、そ

ったものをまとめて、区役所に御協力いただいて港北区内の地区センターに1か月間ずつ展示しました。その中には、読書バリアフリーという言葉が知らなかったという方がいらっしゃって、読書バリアフリーと言わなくても、このような本があるというような認知につながっていることがありました。30人くらいしかアンケートの回答はしてもらっていませんが、その中でも8割くらいの方が、「このような本があることについて知れたのは良かった」と答えていただいています。知らなかった方が半数くらいいらっしゃったような状況なので、どんどん知られていくと良いのかなと思っています。

金子南吉田小学校校長

南吉田小学校校長の金子です。本校でも図書館「りんごの棚」を設置して2年になりますが、子どもたちはとても興味深げに、布絵本や、触って楽しめるような絵本を手にとってみたり、中国語は読めないですが、外国語の本を開いて「へえ」と言いながら、本を見ている。そのような姿がございます。実は今年、幼保小連携事業で、読みの場の環境構成に着目した研究というのを、和泉短期大学の松山先生と一緒に始めるのですが、保育園も学校も、その周辺環境ですね、先ほど緒方委員からも御指摘があったように、子どもの居場所として、そこにまず行って本に親しめる環境を作るということを少し行ってみようかと話していて、そこから手にとって本につなげていく、あるいは文字につなげていく。そこには、いろいろな環境のものが整っていることで、世の中にはいろいろな、多様な特質、あるいは障害のある子どもたちも、文字の読み書きが得意でない子どもたちもいるという学びにつながっていけば良いなということを経験して、そういうことも今年度、新たに保育園と一緒に取り組んでいこうと考えております。

小笠原梅林小学校うめりんクラブ代表

梅林小学校うめりんクラブ代表の小笠原です。うめりんクラブでは、地域学校協働本部と共催して、「りんごの棚」を昨年、作成しました。地域学校協働本部は私もコーディネーターをさせていただいているのですが、昨年度は「梅っ子体験スクール」といって、学校と協働で地域の講師を招いて、そこで体験型の学習に取り組む期間があるのですが、そこでいろいろな見方というような、今すぐどの団体をお願いしたかというのは出てこないのですが、3年生に向けての体験スクールがございました。それがちょうど10月だったのですが、7月に行ったうめりんクラブのおはなし会では、「いろいろな見方」というテーマを基におはなし会を行いました。考えてみるとすごく難しいようで、でも、近くにいろいろな絵本があったということ、私たちも「いろいろな見方」をテーマにしたことで気付けたのはすごく良かったなと思います。子どもたちの反応としても、「あ、こういう感じで良いんだ」というような子どもの反応がありました。堅く考えていたけれど、こういうことねという、自然に絵本を通じて受け入れられたことがあったかなと思います。以上です。

下田教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、ほかにも御意見がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。審議案件に移る前に、事務局職員の入替えを行います。少々お待ちください。

<事務局職員入替え>

下田教育長

それでは、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りしま

す。教委第8号議案から教委第13号議案は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第8号議案から教委第13号議案は、非公開といたします。次に、教委第5号議案について、所管課から御説明いたします。

肥田教育環境整備部長

教育環境整備部長の肥田でございます。よろしくお願ひします。1枚おめくりいただきまして、「提案理由」でございます。神奈川区にございます横浜市立青木小学校につきまして、同校の通学区域を変更したいという提案でございます。詳細は、学校計画課長から説明させていただきます。

大塚学校計画課長

学校計画課長の大塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。青木小学校における学校規模適正化等についてということで、資料に沿って順に御説明させていただきます。

まず、「1 趣旨」でございます。神奈川区の青木小学校は、通学区域内におけるマンション開発等の影響により児童数が増加し、教室不足が生じる見込みとなりました。そのため、令和6年8月に横浜市学校規模適正化等検討委員会へ諮問を行い、その後、保護者・地域等の代表者からなる検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってきました。このたび、検討部会として取りまとめられた意見書、別紙2ということで後ろに付けておりますが、意見書が令和8年4月28日に開催された横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮られ、審議の結果、検討部会からの意見書に、同委員会からの付帯意見を付して答申されました。こちらについては、別紙1でお付けしております。この答申を踏まえ、青木小学校における学校規模適正化等について、通学区域変更及び特別調整通学区域の設定等を行います。「(1) 検討部会 委員名簿」ということで、検討部会に入っていた委員の皆様の名簿をこちらにお付けしております。

「(2) これまでの経過」ということで、検討部会につきましては、令和6年12月12日に第1回の部会を開催いたしまして、最後は令和8年3月30日の第6回の検討部会で終了となっております。「イ 横浜市学校規模適正化等検討委員会」においては、適宜、検討部会の検討状況について経過報告等を行うとともに御意見を頂いたところでございます。

おめくりいただき、4ページの「2 方針」ということで、こちらの方針の内容は、主に検討部会から出された意見書の概略をまとめた内容という形になります。

まず、「(1) 青木小学校の教室不足対策について」ですが、青木小学校の一部の通学区域については、周辺校である斎藤分小学校、二谷小学校、三ツ沢小学校及び宮谷小学校の4校へ変更するものといたします。なお、該当地域に現在居住されている住民への影響を可能な限り抑えるべきとの意見が検討部会でもあったこと等を踏まえまして、新規に供給される一部の物件等を除き、特別調整通学区域を設定するというところで考えております。

「(2) 青木小学校における通学区域変更後の通学区域について」ということで、まず、「ア 通学区域図の新旧対照表」ということで、左側の図が変更前、現在の青木小学校の通学区域が赤い線で示されております。右側が変更後で、赤い太線で囲まれた部分が変更後の青木小学校の通学区域になります。「イ 規則改正後、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校・受入校」ということ

ですが、上段で変更後の青木小学校の通学区域を記載しておりますが、周辺の四角の①から⑦につきましては、それぞれ例えば、①・②に関しては、指定校については斎藤分小学校に変更いたしますが、受入校として青木小学校を指定するというので、①・②については斎藤分小学校・青木小学校の両方を選択できるという形の特別調整通学区域を設定いたします。同様に、③から⑦につきましても、それぞれ指定校については周辺の学校に変更いたしますが、同様に青木小学校も選べる特別調整通学区域を設定いたします。一方、「ウ 特別調整通学区域を設定しない物件の指定校」ですが、今、イで特別調整通学区域を設定する地域について御説明いたしましたが、特別調整通学区域を設定しない物件ということで、黄色い四角の1番から5番の物件につきましては、特別調整通学区域を設定せず、例えば黄色い四角の1番につきましては、指定校については斎藤分小学校という形で、順にこちらの物件については、特別調整通学区域を設定せず、指定校を変更いたします。

次のページにお移りください。5ページになります。「(3) 通学区域変更先の周辺校との調整状況等について」ですが、通学区域変更の先となる対象校については、各小学校や区役所等との調整を経まして、学校長や地域関係者と通学区域変更とそれに伴う児童数・学級数の見通し等について御説明させていただいて、御了承いただいています。なお、「自校の児童数・学級数の見通しについても注視してほしい」ということで、青木小学校のみならず自分の学校についても同様に推移はしっかりと見守ってほしいという御意見も頂いています。また、「すぐーる配信」等を通じまして、この青木小学校の検討状況につきましては、周辺校に通う保護者を中心に情報提供等を行っておりまして、今のところ学区変更に伴う御意見・御質問等は寄せられておりません。本議案が承認された場合につきましては、周辺校の児童数及び学級数を注視しつつ、必要に応じた対応を行うとともに、学区変更を行う「通学路の設定」等、各学校と連携して必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

「(4) 通学区域変更に伴う児童数・学級数について」ということで、青木小学校及び関係する四つの小学校の児童数と学級数の将来の見込みについて、それぞれ記載しております。

まず、「ア 青木小学校の児童数・学級数」ですが、青木小学校の現時点、通学区域変更を行う前の推計値ということで、青木小学校につきましては、保有教室、一般学級で使われる教室ですが、24学級のところ、今のところこの推計を見た中では、将来的には教室不足が発生するという状況になっております。なお、「① 通学区域変更前の推計値」のところを御覧いただきますと、例えば令和8年のところに(25)という数字を書いておりますが、この括弧書きは何かということですが、こちらについては、どこかの学年で児童があと1人から5人増えた場合に学級が一つ増えてしまうということで、ある意味かなりぎりぎりの教室になっているというのがこの括弧書きの意味でございます。つまり、令和9年を見ていただきますと、(26)というのは、2学年について、1人から5人増えると学級が増えるという状況になっておりますということをお示ししているものでございます。「② 通学区域変更後の推計値」ということで、先ほど御説明させていただきましたが、青木小学校を選べる特別調整通学区域を設定する予定ですので、青木小学校を選択できる地域の子どもたちが全て青木小学校を選んで就学した場合の最大値を試算したものでございまして、今回の通学区域変更を行うことによって、24学級で収まる見込みになっているというところでございます。

「イ 周辺小学校の児童数・学級数」ということで、まず、「① 通学区域変更前の推計値」につきましては、斎藤分小学校から下段の宮谷小学校までの四つ

の小学校の今後の児童数・学級数の見込みをお示ししております。次のページにお移りください。6ページになりますが、今回の通学区域変更を行った後の推計値をこちらに記載させていただいております。それぞれ、斎藤分小学校から宮谷小学校までの児童数・学級数をお示ししております。この表の下段に注釈を書かせていただいておりますが、斎藤分小学校及び三ツ沢小学校については、内部改修等によって必要教室を確保していくということで考えておまして、三ツ沢小学校については、昨年度の時点では24教室というところであったのですが、今年度4月の時点で28教室を確保して学校運営を行っているという状況でございます。

続きまして、「(5) 通学区域変更に伴う通学安全対策について」ということで、通学区域変更後、新たに通学路となる道路等の通学安全の確保については、検討部会において通学安全に関する「要望書」が取りまとめられておまして、検討部会から関係区役所・警察署へ要望書を提出していくということで考えております。

「(6) 通学区域変更に伴う青木小学校の『指定地区外就学制度』の取扱いについて」ということで、指定地区外就学制度とは何かということ、先に7ページにお移りいただき、一番上のところに注釈の1で指定地区外就学制度について説明書きを記載しております。子どもに個々の事情があり、学校長が指定地区外就学制度の事由に該当すると判断し、通学を承諾する場合に、指定された学校以外の学校へ通学することができる制度が、指定地区外就学制度という形になります。6ページにお戻りいただきまして、今回の検討の中で、今回の大幅な通学区域変更及び青木小学校のひっ迫した施設状況を踏まえた中で、この指定地区外就学制度を利用するための該当理由について、検討部会の中でいろいろ議論いただきました。その結果として、こちら2点ございますが、「兄弟姉妹に関する要件」ということで、兄弟姉妹が青木小学校に在学中に限るものと、「通学等に支障がないことを前提とする引っ越しに関する一部の要件」ということで、この2点を除いては、住所地による指定されている小学校への就学・通学が望ましいということが意見書に記されているというものでございます。

続きまして、7ページにお移りください。「(7) 通学区域変更に伴う関係中学校の通学区域について」ということですが、青木小学校の通学区域変更に伴い、関係する中学校についても、小学校からの友人関係等に配慮した通学区域の変更を行うよう、検討部会の意見書に示されております。これを踏まえまして、本議案が承認された後に、小学校の通学区域変更と併せて、特別調整通学区域の設定を含む中学校の通学区域の変更についても検討してまいります。対象となる中学校は、栗田谷中学校、松本中学校、軽井沢中学校の3校を想定しており、関係する中学校及び該当地域との調整を行いまして、必要な対策を講じてまいります。なお、中学校の特別調整通学区域の設定を含む通学区域変更を実施する場合には、関係する3校における教室状況については、教室不足等の心配はないということを確認しております。

「(8) 今後、青木小学校または周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応について」ということで、検討部会からの意見書では、今後、新たな大規模マンション等の整備計画が明らかになるなど、青木小学校または周辺校において再び教室不足が生じるおそれがあるときには、教育委員会事務局において速やかに将来の児童数及び学級数の精査を実施するよう示されています。また、その結果、青木小学校とほかの学校で指定されている「特別調整通学区域の解除」等、通学区域の再調整が必要と判断される場合には、地域住民への影響が大きいことから、対策を実施する年度の前々年度、つまり2年前には必要な調整を行うよう

意見書には示されております。これを踏まえまして、本議案が承認された場合には、意見書に示されたとおりに対応するというので、地域への影響を踏まえ、迅速かつ丁寧に調整等を行ってまいりたいと考えております。

こちらの「(8) 今後、青木小学校または周辺校において教室不足が見込まれた場合の対応について」までが検討部会から出された意見書の主な内容という形になりますが、こちらの意見書について、4月28日に開催された横浜市学校規模適正化等検討委員会で御議論いただきました。その結果ですが、下段の「3 横浜市学校規模適正化等検討委員会からの『答申』について」ということで書かせていただいておりますが、検討委員会からは答申に付帯意見が付けられております。こちらの付帯意見ですが、「令和6年8月23日付で諮問のありました標記の件について、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第2条に基づき、別紙『青木小学校』の学校規模適正化等に関する意見書のとおり、答申します。なお、当委員会として、『想定よりも子どもの人数が増えることにより、再び青木小学校の教室不足が見込まれた場合のみならず、減少が見込まれた場合についても、柔軟に検討・対策を講じることが望ましい』との付帯意見を申し添えます」という付帯意見が付されています。この付帯意見が付けられた理由でございますが、もう一度4ページにお戻りください。4ページの下段の「ウ 特別調整通学区域を設定しない物件の指定校」の中で、黄色い四角の4番の物件ですが、実はこちらの物件につきましては、現在、既に住民の方が居住されているという状況になっております。こちらについては、既にお住まいの方が青木小学校を選ばずに、宮谷小学校へ通学区域を変更するという形になっているのですが、住民の方からはやはり自分たちも青木小学校に通えるような形の対策を取ってもらえないかという御要望を頂いています。教育委員会事務局といたしましても、御要望を頂いた内容についてはしっかりと受け止め、改めて試算等を行ったところではあります。こちらの4の物件が、青木小学校も選べるような形の手続きを取りますと、将来的に青木小学校は教室不足になる可能性があるという試算結果が出たということで、教育委員会事務局としてはやむを得ず、今回、こちらの4の物件については、特別調整通学区域の設定を見送らざるを得ないという状況でございます。この辺りの御意見についても検討委員会について御説明したところ、先ほど申し上げましたが、検討委員会といたしましては、児童が減少したときについては、柔軟な対応もやはり考えていく必要があるのではないかということで付帯意見が付けられたということでございます。

それでは、8ページにお移りください。最後になります。「4 方針決定後の通学区域規則の改正手続きについて」ということですが、本議案が承認された場合には、括弧書きの通学区域規則について、改めて教育委員会会議に議案を提出させていただきたいという形で考えております。

あとは別紙1ということで、答申書と、別紙2で検討部会からの意見書をお付けしております。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

緒方委員

御説明どうもありがとうございます。その学校のキャパシティを考えると、学区を調整していかなければいけないというのは、大人としては十分に理解できるのですが、子どもにとって、そのことは重大な問題ですよね。いっぱいになったところで教育を進めていくというのも大きな弊害になるので、取り組まなければいけないというのは非常に分かるのですが、ぜひ子どもの身に立って、寄り添って通学区域を進めていってほしいと思いますので、よろしく願います。

大塚学校計画課長	まさにそのとおりだと教育委員会事務局も考えておりました、これから周辺校の、特に先ほど申し上げた、居住されていて通学区域変更になる御家庭や子どもたちもいらっしゃると思いますので、関係校とも調整しながら、子どもたちにどのような形で寄り添って対応できるかということについては、連携して取り組んでまいりたいと考えております。
下田教育長	ほかにございますか。
植木委員	御説明ありがとうございます。今、通っている子どもたちに関しては、今のまま青木小学校へということ言われていますよね。そうすると、学区の変更があったときに、1年生だけが新しい学校に行くような形、そういったことが想定されると思います。そのときに、登下校が安全にしっかりと学校まで行けるのかどうか、その辺り、地域の協力というのが不可欠になってくると思います。そのため、青木小学校以外のその他の受入校の地域・学校とは、どのような形でお話を進められたのかというのを御質問させていただきたいと思います。
大塚学校計画課長	今回、検討部会での審議を重ねる中で、通学区域変更を実施せざるを得ないだろうという方向性が出てきた段階で、まず学校に御相談させていただきました。また、今回の通学区域変更に関係する神奈川区役所と西区役所にもいろいろ御相談させていただきました。そのなかで、学校と区役所からさまざま御意見をいただきながら、例えば区連合町内会長や、関係する地域の方々にも、いろいろ御相談させていただいているところでございます。
植木委員	子どもにとっては、ほとんど毎日通う道ですので、通学区域がしっかりと安全が確保されていて、しっかりと地域の方も見守る場所が増える、特に1年生だけである程度の地域のところまでは行かなければいけないということが発生する可能性もあると思っているので、その辺り十分に配慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
下田教育長	ほかにございますか。
森委員	非常に難しい議論だったと思います。意見書の2番と3番のところに書いてありますが青木小学校の教室不足が解消されたり、何かあった場合は見直す可能性があるということですね。その見直し方法というのは、毎年どのように検討されて、どのように住民の皆さんと議論されていくか、その辺りを教えていただけますか。
大塚学校計画課長	学校計画課といたしましては、本日お示しさせていただいた、5ページ、6ページの義務教育人口推計では、全ての横浜市立の小学校・中学校の児童数・学級数の見込みというものを算出させていただいています。計算結果が取りまとまるのは大体夏頃になりますが、令和8年度分が完成した際に、青木小学校、併せて周りの周辺の学校について、今後の児童数・学級数は大丈夫かということはしっかりとチェックしていきたいと考えております。あわせて、教育委員会事務局では青木小学校に限らず、学区内に新たにマンションの開発のようなものが発生しないのかということについては、事業者にも御協力いただいて計画書というのを出していただくような形で、それはまちづくりの部署とも連携してそういう対応

をさせていただいています。また、現地の調査も適宜行っている中で、マンションができると、やはり児童数が増える可能性があるということについても、なるべく早期に把握し、例えば青木小学校で将来、教室不足が発生しないのかという可能性については、早め早めに把握していきたいと考えております。

仮に、今年度の青木小学校の義務教育人口推計が、例えば大きな変化があったときについては、改めて数字の精査を行い、早めに、地域の方々、保護者の方々に、情報をしっかりと共有させていただきます。また、今回の通学区域変更では選べる学区になっていますが、選べる学区の解除をするといった対応を取らざるを得ない場合も、早め早めに皆さんにも御説明させていただいて、御理解いただけるよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。今回の特定のいくつかの物件の皆様にとっては、どういった教育環境があるのかということも踏まえながら、住んでいく地域を決められたところもあると思いますので、そういった何か変更する事項があるということが分かりましたら、早めの情報の提供と柔軟な議論をお願いできたらと思います。ありがとうございます。

泉委員

それでは、私からは個別支援学級に関わることで1点だけ。変更後の学校の中で、もう既に個別支援学級に在籍する児童数が多く、学級数も多い学校があります。そういったところが、通学区域を変更したことによって、更に個別支援学級の子どもたちが増えるという事態が起きたときに、スペースの問題や、人材の問題などもあると思いますので、そこも少し長めに見通して御対応いただければと思います。以上です。

大塚学校計画  
課長

今、青木小学校のみならず、全市的にも個別支援学級の増加傾向の中で、更に通学区域の変更による個別支援学級への影響ということもしっかりと考慮しなければならぬと考えておりますので、いただいた御意見を踏まえて、個別支援学級の子どもたちについても安心して学校生活を送れるような形で取り組んでいきたいという形で考えております。

下田教育長

よろしいですか。それでは、ほかに御意見がなければ、教委第5号議案については、原案のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
次に、教委第6号議案について、所管課から御説明いたします。

丹羽学校教育  
部長

学校教育部長の丹羽です。「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、お諮りいたします。資料を1枚おめくりいただいて、2ページの「提案理由」を御覧ください。提案理由は、教科用図書取扱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されております。令和8年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案するものでございます。詳細につきましては、学校経営支援課長より御説明申し上げます。

学校経営支援課長の熊切でございます。私から提案させていただきます。3ページの「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」を御覧ください。以下、読み上げて提案とさせていただきます。

「令和8年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」。「前文」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和8年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。」

「1 教科書の採択について」、「（1）令和8年度は、次の教科書を採択する。」、「ア 高等学校において令和9年度に使用する教科書」、「イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書。」

「なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和5年度に採択した教科書を令和9年度まで、中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和6年度に採択した教科書を令和10年度まで継続使用する。」

「（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。」

「（3）採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学校において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。」

「2 採択の基本原則」、「（1）公正かつ適正な手続き」、「文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。」

「（2）教科書の調査研究」、「教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「（3）静ひつな採択環境の確保」、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。」

「（4）開かれた採択の実施」、「基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

「3 採択の観点」、「教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」

「（1）教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の

目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。」

「(2) 『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。」

「(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」

「高等学校」、「(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。」

「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」、「(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。」

「4 採択の流れ」、「(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。」

「(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。」

「(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について」、「(1) 高等学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「6 その他」、「基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」

説明は以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございますか。

森委員

御説明ありがとうございます。5ページの一番上にある「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」の教科書の選び方についてというところで、質問と意見ですが、一人ひとりの指導計画と障害の状態に応じて、児童生徒に適したこの教科における教科書は何だろうということを、先生がかなり勉強されて選んで、そしてほかの先生方と議論されて、学校長の確認を得ながら、最終

的に教育委員会事務局で全部チェックしているとお聞きしているのですが、そのプロセスというのは、今の私の理解が合っているかどうかということをも確認したかったということと、質問は何かと言いますと、選ぶ体制など、ものすごく膨大な資料、教科書の量を見つつ、子どもの状況を見取ってそれをつなげていくというのはものすごいスキルだと思っていて、例えば初めて個別支援学級を担当する先生方だったり、初めて特別支援教育に携わって、それに従事する先生にとってはかなり大変なことだとも思いますが、そのサポート体制というところが今、十分かという、まだまだなのかなと思ったりもしていますので、その辺りを、こういった機会に改めてこの方法で良いか、この体制で良いか、チェック体制も含めて考え続けていただければというのがコメントでございます。

金井特別支援  
教育課首席指  
導主事

特別支援教育課首席指導主事の金井です。御質問ありがとうございます。今のプロセス、流れはそのとおりでございます。約1万5,000人の個別支援学級の児童生徒と1,500人の特別支援学校の児童生徒、こちらについて、一人ひとりの方の教科書を学校で選定し、当然、学校の中で議論して、この教科書が望ましいと選択を積み上げていく、校長がそれを報告するというプロセス、それについて教育委員会事務局で確認しているということです。その膨大な量というところについての合理的かつその子にとって最適というところをどうしたら目指していけるかという課題だと思っております。求め続けていきたいなと考えます。

森委員

ぜひお願いします。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。  
ほかに御意見なければ、教委第6号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
次に、教委第7号議案について、説明をお願いします。

丹羽学校教育  
部長

学校教育部長の丹羽です。「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、お諮りいたします。資料を1枚おめくりいただきまして、2ページの「提案理由」を御覧ください。提案理由は、高等学校において令和9年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校・個別支援学級において、令和9年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案するというものでございます。詳細は、学校経営支援課長より御説明申し上げます。

熊切学校経営  
支援課長

学校経営支援課長の熊切でございます。引き続きよろしくお祈りいたします。3ページを御覧ください。横浜市教科書取扱審議会への「横浜市立学校の教科書の取扱いについて」の諮問案を御覧ください。読み上げさせていただきます。  
「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」、「次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。」  
「1 高等学校において令和9年度に使用する教科書」、「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和9年度に使用する教科書」。

「理由」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和8年度横浜市教科書採択の基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、『横浜市教科書取扱審議会』（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。」

「1 高等学校用教科書」、「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」「(2)学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」、「(1)教科書」、「審議会は、教科書目録に記載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」「(2)学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「3 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。」

「4 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」

説明は以上でございます。

下田教育長

所管課から説明が終わりましたが、御質問等ございますか。よろしいですか。それでは、御意見がなければ、教委第7号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
以上で公開案件の審議が終了しました。事務局から、報告をお願いします。

古瀬総務課長

次回の教育委員会定例会は、6月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、7月3日金曜日の午前10時から開催す

る予定です。

下田教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、6月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第8号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第9号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」

(原案のとおり承認)

教委第10号議案「第31期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第11号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第12号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第13号議案「第20期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

下田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時55分]